

第7章 事故災害対策計画

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町内において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 情報通信手段の整備

- （1）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。
- （2）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について、迅速に他の防災関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

2 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3 災害応急対策

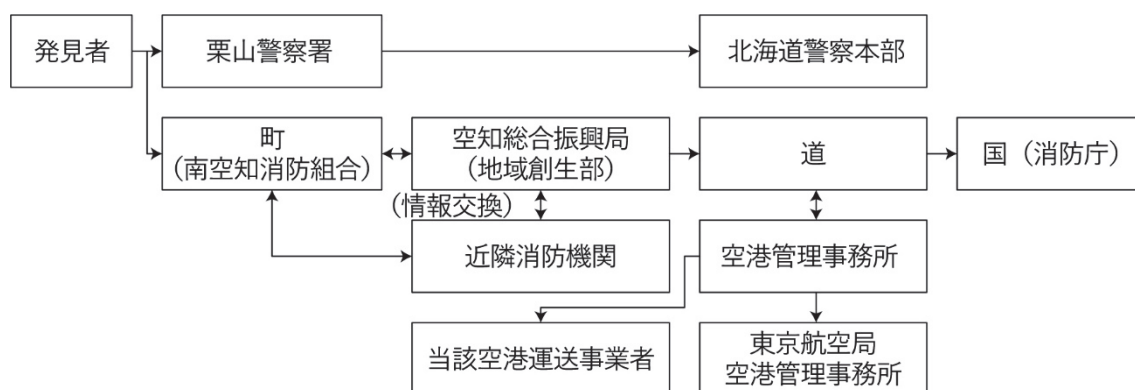
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

（1）情報通信連絡系統

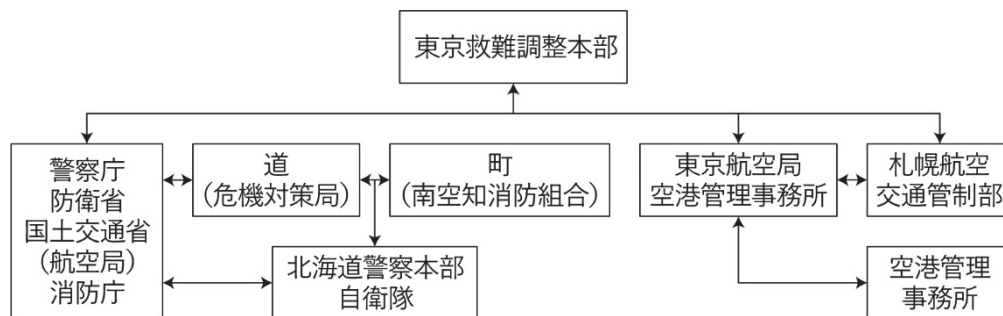
航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



発生地点が明確な場合の情報通信連絡系統

イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（※）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）の情報通信連絡系統

（2）実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

（1）実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、町（南空知消防組合）、道、北海道警察（栗山警察署）

（2）実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

（ア）航空災害の状況

（イ）家族等の安否情報

（ウ）医療機関等の情報

（エ）町及び関係機関の災害応急対策に関する情報

（オ）その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

（ア）航空災害の状況

（イ）旅客及び乗務員等の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行う。

5 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用する。また、死傷者が発生した場合、医療機関、空知総合振興局保健環境部由仁地域保健支所等で編成する医療救護班を現地に派遣し、応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施する。

- (1) 南空知消防組合は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施する。
- (2) 南空知消防組合の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第29節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

9 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を行う。

10 ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプタ

一等活用計画」を準用し、出動を要請する。

11 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施する。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」を準用し、的確な応急防疫対策を講ずる。

また、第5章第32節「廃棄物処理等計画」を準用し、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずる。

12 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用する。

町長は、道への自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

13 広域応援

町及び南空知消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 実施事項

（1）道路管理者

ア 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図る。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努める。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備する。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずる。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図る。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施する。

（2）栗山警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

（3）町

ア 情報通信手段の整備

（ア）災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

（イ）災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

イ 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、地域住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

第3 災害応急対策

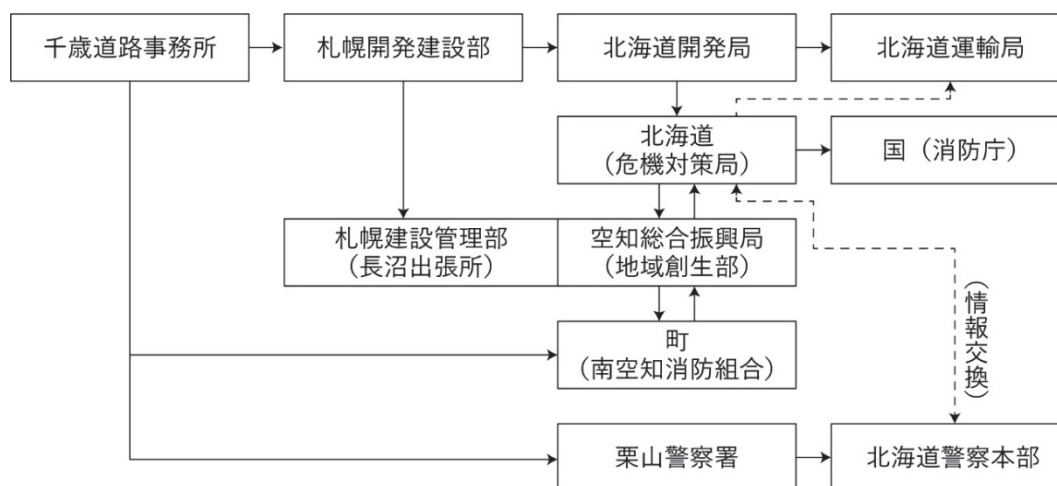
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

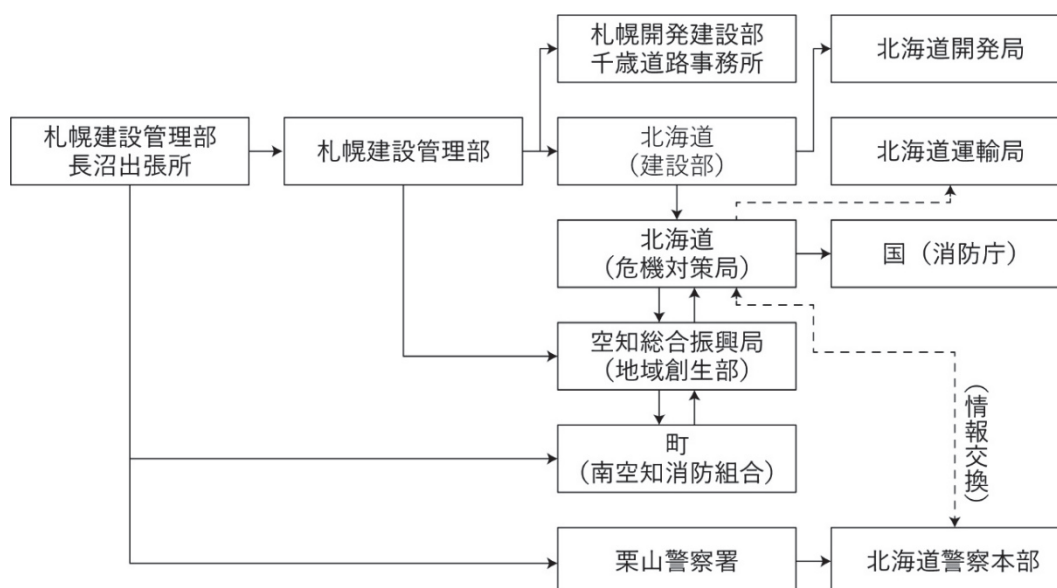
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

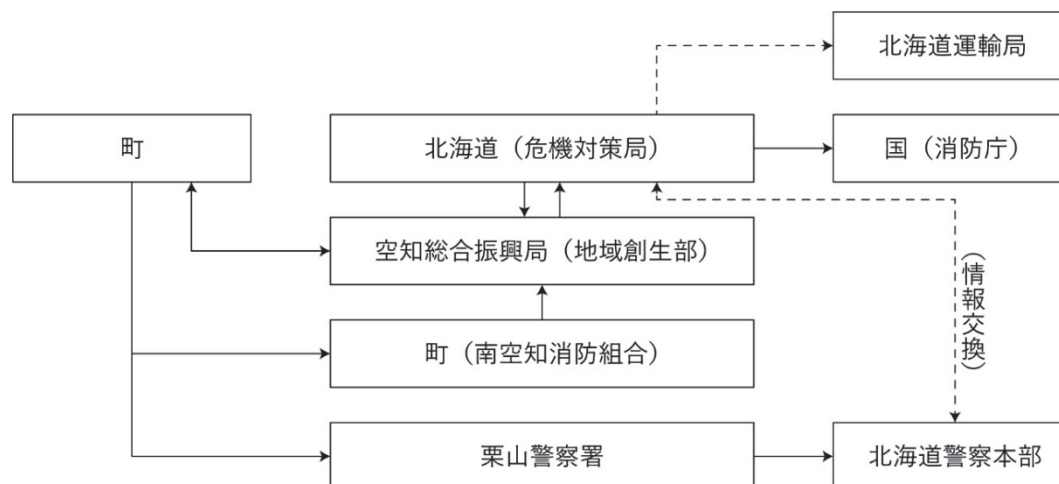
ア 国の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



(2) 実施事項

- ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。
- イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。
- ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

道路管理者、町（南空知消防組合）、道、栗山警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関等の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報

- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 町及び関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」を準用する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用するほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力する。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力する。

(2) 消防機関（南空知消防組合）

ア 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第29節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 栗山警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」を準用して速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

10 ヘリコプターの要請

道路災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

道路災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用するほか、町長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておく。

12 広域応援

町及び南空知消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

13 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努める。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報する。

（2）南空知消防組合

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、

自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導する。

(3) 栗山警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告する。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図る。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導する。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 栗山警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請する。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 南空知消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出る。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発する。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導する。

(3) 栗山警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報する。

(4) 南空知消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じる。

(2) 栗山警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

(3) 南空知消防組合

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図る。

イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、消防署等関係機関へ通報する。

(2) 南空知消防組合

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 栗山警察署

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図る。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図る。

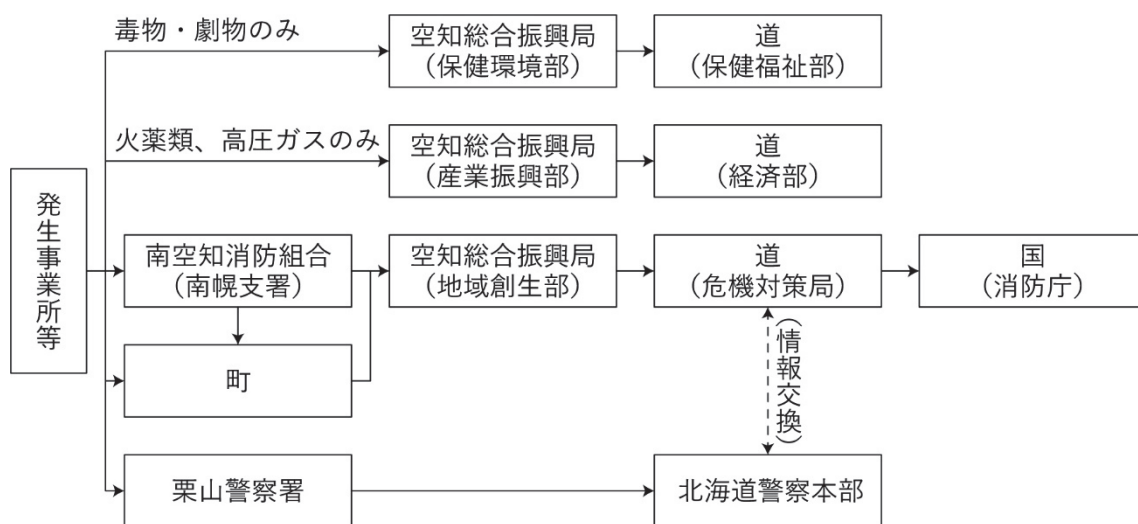
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



情報通信連絡系統図

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 災害の状況

(イ) 被害者の安否情報

(ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響

(エ) 医療機関等の情報

(オ) 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施する。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じる。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じる。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施する。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努める。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施する。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定する。

6 避難措置

町は、防災関係機関と協力し、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施する。

7 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等関係機関は、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

8 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

9 危険物等の流出に対する応急対策

(1) 危険物等が河川等に排出された場合は、災害の原因者等は防除措置を講ずる。

(2) 南空知消防組合及び栗山警察署等は、危険物等が河川等に流出し、災害発生のおそれがある場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

(3) 危険物等が河川等に流出した場合、直ちに防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずる。なお、その際、関係行政機関等からなる各水系の水質汚濁防止連絡協議会の活用など、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

(4) 防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

10 ヘリコプターの要請

危険物等災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」により出動を要請する。

11 自衛隊派遣要請

町長は、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

12 広域応援

町及び南空知消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、防災関係機関と連携して実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町及び関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施する。

1 町、南空知消防組合

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、女性防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は気象の状況が以下の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

火災警報発令条件

振興局名	火災警報発令条件
空知総合振興局	・実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速 7 m/s 以上のとき ・実効湿度で60%以下のときは、風速 7 m/s 以上のとき

(11) 情報通信手段の整備

ア 災害発生時に直ちに災害情報連絡ができるよう通信手段の整備を図る。

イ 災害情報の収集を行うとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の確認、共有化ができるよう体制づくりを図る。

(12) 災害広報体制の整備

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供し、被災者の家族及び住民等の混乱を防止するため、災害広報体制の整備充実を図る。

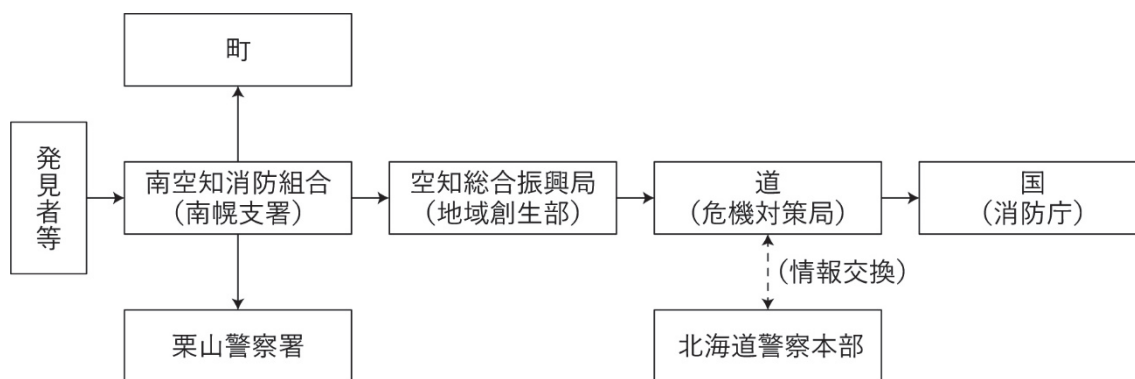
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



情報通信連絡系統図

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

ア 災害の状況

イ 家族等の安否状況

ウ 医療機関等の情報

エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

ア 災害の状況

イ 被災者の安否情報

ウ 医療機関等の情報

エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要

オ 避難の必要性等、地域に与える影響

カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行う。

(1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。

(2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。

(3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」を準用し、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施する。また、町等各関係機関は、第5章第29節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」を準用し、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施する。

7 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

8 ヘリコプターの要請

大規模な火事災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

9 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

10 広域応援

町及び南空知消防組合は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第8章「災害復旧・被災者援護計画」を準用し、迅速かつ円滑に復旧を進める。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施機関及び協力機関

林野火災の予防対策を推進するため、南幌町林野火災予消防対策協議会を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図る。

(1) 実施機関

町、空知総合振興局森林室、空知森林管理署、南空知消防組合

(2) 協力機関

森林愛護組合、栗山警察署、木材業者、報道機関

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることにかんがみ、警報、注意報並びに情報等を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立する。

(1) 林野火災気象通報

町は、林野火災気象通報を受理したときは、次の系統により関係機関及び一般住民に対して伝達する。

(2) 伝達系統

発令された通報の伝達系統は、資料21に掲げる気象情報伝達系統図及び南幌町林野火災予消防対策協議会で定める気象情報伝達系統網により行う。

3 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は次により対策を講ずる。

(1) 町

町は、次の事項を実施する。

ア 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

(ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。

(イ) 入林の承認申請や届出等について指導する。

(ウ) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する。

(エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月～6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避け

るようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

(ア) 森林法（昭和26年6月26日法律第249号）及び南幌町火入れに関する条例（昭和59年6月27日条例第11号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。

(イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。

(ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。

(エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

(ア) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。

(イ) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努める。

ア 入林者に対する防火啓発

イ 巡視

ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じる。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

(4) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意のうえ、適切な予防対策を講じる。

ア 演習地出入者に対する防火啓発

イ 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

ウ 危険区域の標示

エ 防火線の設定

オ 巡視員の配置

4 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行う。

(1) 全道協議会

全道の予消防対策については、次の関係機関により構成する北海道林野火災予消防対策協議会

において推進する。

北海道開発局、北海道財務局、北海道森林管理局、北海道産業保安監督部、札幌管区气象台、陸上自衛隊北部方面総監部、北海道、北海道教育委員会、北海道警察本部、北海道市長会、北海道町村会、公益財団法人北海道消防協会、東日本電信電話株式会社北海道事業部、北海道旅客鉄道株式会社、独立行政法人森林総合研究所北海道支所、国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、北海道森林組合連合会、栄林会、公益社団法人北海道森と緑の会

(2) 空知地区林野火災予消防対策協議会

空知総合振興局の予消防対策については、当該地域を管轄する地方部局及び関係機関により構成する空知地区林野火災予消防対策協議会において推進する。

(3) 南幌町林野火災予消防対策協議会

町の予消防対策については、当該地域を管轄する関係機関により構成された南幌町林野火災予消防対策協議会において推進する。

5 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期する。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行う。

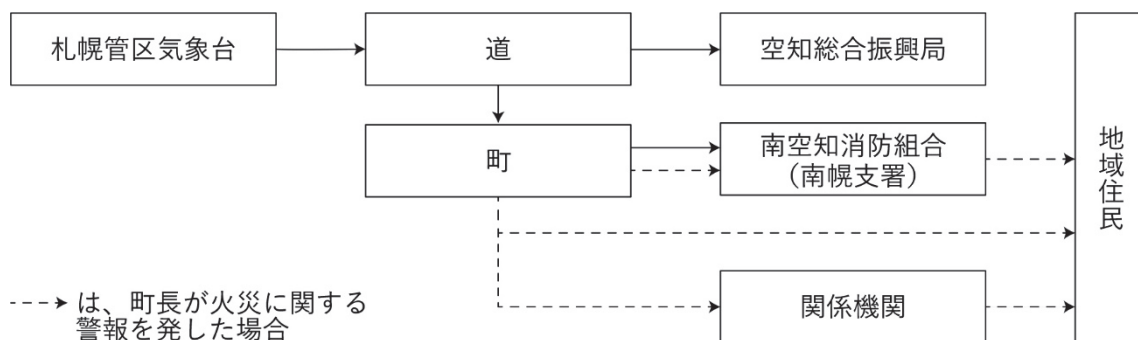
なお、火災気象通報の通報基準は、次のとおりである。

火災気象通報の通報基準

発表官署	地域名 (一時細分区域名)	通報基準
札幌管区气象台	空知地方	実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、次のとおりとする。



火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）伝達系統図

ア 道

通報を受けた北海道は、直ちにこれを空知総合振興局及び町へ通報する。

イ 町

通報を受けた町は、南空知消防組合へ通報する。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、南空知消防組合、関係機関、地域住民等へ周知を図る。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じる。

資料21 気象等に関する特別警報・警報・注意報等

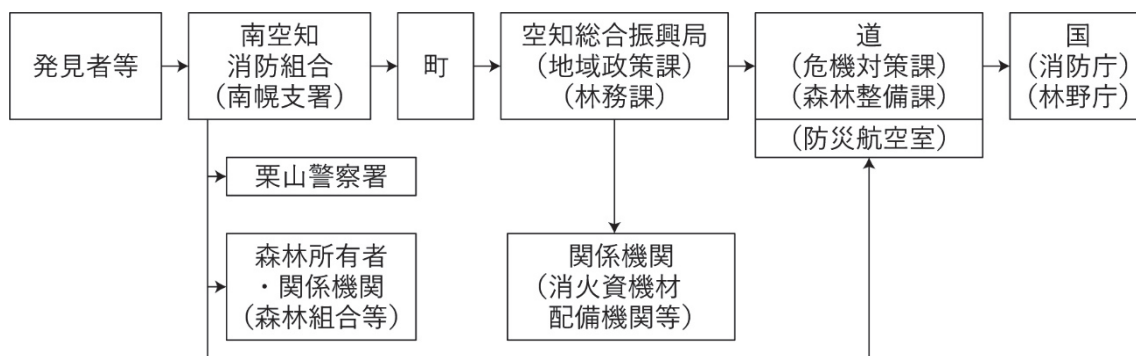
270

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



情報通信連絡系統図

(2) 実施事項

ア 町及び関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。

イ 町及び関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

ウ 町及び関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行う。

エ 町及び空知総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行う。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」を準用するほか、次により実施する。

(1) 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等から問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき、現地合同本部が設置され、本部員の派遣要請があった場合は、町長が指名した職員を本部員として現地合同本部に常駐させ、円滑・迅速な応急対策を実施する。

4 消防活動

南空知消防組合は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施する。

(1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行う。

(2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、ヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、関係機関と協力し、第5章第5節「避難対策計画」を準用し、必要な避難措置を実施する。

6 救助・救急活動

林野火災発生時における救助・救急活動については、第5章第10節「救助救出計画」を準用し、実施する。

7 医療救護活動

林野火災発生時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」を準用し、実施する。

8 交通規制

栗山警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」を準用し、必要な交通規制を実施する。

9 ヘリコプターの要請

林野火災の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」を準用し、出動を要請する。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合には、第5章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」を準用し、道に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

11 広域応援

町及び南空知消防組合は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」を準用し、他の消防機関、他の市町村、道、他都府県及び国へ応援を要請する。

